

第十回国会 水産委員会 議録 第十四号

昭和二十六年二月二十四日(土曜日)

午前十時五十八分開議

出席委員

委員長 富永格五郎君  
理事 善幸君 理事 二階堂 進君  
理事 林 好次君

石原 圓吉君 小高 繁郎君  
川端 佳夫君 川村善八郎君  
田口長治郎君 永田 節君  
平井 義一君 小松 勇次君  
井之口政雄君

出席政府委員

外務事務官 西村 熊雄君  
(條約局長)  
水産庁長官 家坂 孝平君

委員外の出席者

議員 玉置 信一君  
参考人(日本遠洋底曳網漁業協会専務理事) 田中 道知君  
専門員 杉浦 保吉君  
専門員 徳久 三種君  
参議院水産委員会専門員 岡 尊信君

本日の会議に付した事件

参考人招致に関する件  
水産業協同組合法等の一部を改正する法律案(参議院提出、参法第一号)  
漁業経営安定に関する件  
水産資源に関する件

○富永委員長 これより水産委員会を開きます。

この場合緊急質問があります。これを許します。田口委員。

○田口委員 私は東支那海における西底びき網及びトロール漁船が、中共

政権によりまして多数拿捕されておる問題につきまして、水産庁長官に質問をいたしたいと思つております。

従来この中共、朝鮮その他から東支那海に操業しておりましたところの漁船が、拿捕されましたことは枚挙にいとまないのであります。教字的に申しますと、今日まで拿捕されておるものが七十六隻、なお今日帰つて来ない漁船が五十三隻、こういうような多数に上つておるのでございますが、昨年の十二月以来またこの問題が盛んに起りまして、十二月以来今日まで、拿捕されておる漁船だけで十三隻を数えておるのであります。東支那海は、御承知の通り九州と大陸の間にマツカーサーラインがありまして、日本の漁船はこのライン内で操業しておる次第でございます。このライン内で操業しておる漁船を、しかも今回は非常な計画的方法をもちまして、拿捕しつづつたのであります。帰つて参りました漁民の話をお聞きますと、非常に快速でありますところのアメリカ式のきんちやく網漁船、これが大体百トンないし二百十トン程度の船でございますが、この船を数隻、日本の漁船が操業しておる周囲に、速まわしにいたしましたので、そうして、小銃だとかあるいは機関銃を発砲する、どうかいたしますと小口徑砲までも発砲して、威嚇をもつて船を停船せしめました、そうして武裝したところの兵士を日本漁船に乗り込ませる、そうして上海の沖にありましてこ

るの花鳥山に船をひつぽつて行つておる。こういうような方法で、まづたくわれ／＼から考えますと計画的の拿捕行為を行つておるのであります。そうして、上海にその船を連れて行きました、漁民だけは別に古い船を一そう與えまして、日本に歸しておる。そうして歸す際におきましては、大いに注意をしなければならぬような状態があるように考へるのであります。たとえは漁業者に対しましては、非常に恩恵を充てる。共産主義を吹き込んで、君らにはこの船を與えるから、この船を資本家になつてはいけません、君ら全体の財産として保全をし、こういうようなこと

で老朽の木造船を渡して、それで日本に漁夫だけは歸しておる。こういうような美情で、そういう方法で昨年の十二月以来拿捕された船が十三隻ある。御承知の通り、この東支那海は日本の食糧供給地として非常に重要な場所でございます。ここに日本の漁船が、今まで多数の者が安心をして操業しておつたものが、かくのごとく計画的の拿捕、こういうような状態になりますと、おそろしく従業者は安心して仕事ができない。非常な不安を持つて、出漁するかしないか、こういうようなことに現在迷つておるような状態でありまして、われ／＼の常識から申しますと、たとい日本の漁船がマツカーサーラインの外にありまして、連合国外の政府から拿捕されるといふりくつは、どうしても考へられないのであります。国際法によりまして、領海内に侵入した場合におきましては、これは当然中共政権から拿捕されることがありますけれども、領海外の公海におきまして、連合国外の国からかつてに拿捕される、こういうようなことは、われ／＼の常識としては、とうてい判断がつかないのでございます。こういう点から申しまして、今回の拿捕にいたしました、まづたくむちやくちやのこ

と考へるのでございます。こういう状態でありましたら、この海洋の秩序というものは、絶対に保たれませんし、また安心して漁業はできない、こういうように考へるのでございます。この状態は、おそろしくこのやり方から考へまして、なお継続するのでないか、こういうふうな考へられまして、そのことからこの東支那海の漁業に対して、ほんとうの不安状態をかもして来る、漁業者からいいますと、もう出漁しない、こういうような状態になると考へるのでございますが、かくのごとき状態に置いておりますことは、これは日本の食糧政策から非常に重大問題であります。当局といたしましては、この現状に對しまして、どういふ対策を現在とられつつありますか、その点をほつきりとお伺いいたしまして、そうして多少でも漁業者に安心して従業させる、こういうようなこと心して従業させるのであります。國にしたいと思つたのであります。國兵が安心するような対策を今お考へになつておられますれば、この際明確にいたしましたのであります。

○家坂政府委員 以西底びき漁業が中共側の不法な拿捕事件を昨年末以来しば／＼起しておることにつきましては、私も非常に遺憾に思つておるのであります。すでに昨年末以来十三隻に上つておる情報を入手しておるのであります。これに對処いたしましたは、事件が起るたびに、私どもの方からは司令部にも逐一御報告をし、なお外務省、保安庁にも連絡をとりまして、その善処方を要望して参つておつたのであります。しかしあまりにしばしば起りますので、実は昨日NRSの水産部長に於てまして、その善処方を要望する文書を出し、なお私からも逐一詳細なる報告をまとめておりました。何とか方法を講じてもらいたいというところを、実はお願いして参つたわけでありまして、これは方法といたしましては、目下私どもが備えております取締船だけでは、なか／＼その力に於いて完璧を期するわけには行かぬのであります。この点はなほだ残念に思つておるのであります。何とか司令部からその保護をしていただきたいというところを、具体的に目下要請をしておるのであります。それで司令部といたしまして、事件の重大さを考へられまして、この問題に對してよく考へてみる、こういう話を実はきのう得て参つたのであります。ただその具体的な方法につきましては、私どもの方に何らのお話がないような状態でありまして、それからおこの被害をこうむりま

した事業者には、何とは経済的な保護をすべきことが必要であろうと考へまして、漁船保険の面から特別な何か措置を講じた、かように考へまして、目下いろいろの法案の改正を取進め申しております。かようにいたしまして、司令部から何らかの具体的な保護を求めるとともに、また不幸にしてこの被害を受けた事業者に対しては、保険の角度から幾らかでもその損害を填補してやりたい。かように考へまして、目下措置を急いでおる状態でありま

す。  
○富永委員長 條約局長は急いでお歸りにならなければならぬと考へますから、條約局長の分をひとまずしまして、それからもう一べん今の問題を取上げます。

この場合委員長より關係当局にお尋ねいたします。まず外務省当局にお聞きいたしますが、政府は最近において、司令部を通じて國際捕鯨委員会から、対日講和條約締結前に、捕鯨取締りに関する國際條約に加入することに、好意的なる申入れを受けたように仄聞します。去る二十日の閣議においては、國際捕鯨取締條約に加入する方針を決定しているから、当然本條約加入についての諸般の準備を進めておらなければならぬと存じますが、この点について御説明を願います。西村條約局長。

○西村(兼)政府委員 今般總司令部の御好意あるあつせんの結果、日本政府が、一九四六年に締結されておりまする國際捕鯨取締條約に正式加入の手続をとることを許可されることになりました。それで二十日の閣議に、條約の加入でございますから、国会の承認を

必要といたしますので、国会に承認手續をとるようになり、閣議の御決定を得まして、国会に提出されるのを待つておる次第でございます。いずれ来週早々には国会に御提出になるということを、昨日の夕方内閣から拜聴いたしました。いづれ国会に御提出になりますれば、外務委員会なり、当委員会なりに出席いたしましたして、政府当局として加入手續をとるに至りました経緯、條約の内容等について、詳細説明申し上げる機会があるかと存じます。

○富永委員長 次に水産庁長官にお尋ねいたしますが、鯨族という大きな天然資源を、將來の世代のために保護することが、世界各国の利益であるという根本理念はごくもつともなことであり、過去においてわが国がかかる條約に加入いたしてはなかつたことこそ、むしろふしぎであると思われま

す。つきましては、わが国政府においても、可及的すみやかに本條約に加入して、國際的地位を得、現在加入している他の諸國とともに、来る七月ケータウンにおいて開かれる予定の捕鯨委員会には、ぜひとも委員の一人として出席できるようにすべきであると考へますが、この点について御答弁願います。

○家坂政府委員 今まで日本といいたしましては、この捕鯨取締條約に参加しておらなかつたのであります。が、事実南水洋その他の水域におきまして鯨族を捕獲しておりますことにつきまして、世界のどの国にも負けないだけの力を持つておつたのであります。それでこの捕鯨取締條約が世界の鯨族の保護、保存をモットーといいたしまして成り立つておる以上、今度私もが世界の

一員といたしましたし、水産の立場から十分責任を持つて、この條約の精神に基きまして、捕鯨を操業し得るといふことは、非常に喜ばしいことと考へておるのであります。ぜひ加入いたしまして、加入したる以上は、十分にこの條約の精神に基きまして、日本の捕鯨業といふものを発展させて行きたい、かように考へておるのであります。また今年七月には、捕鯨委員会がケータウンにおいて開かれるということであり

ますが、それにはぜひ日本からも正式なる委員が派遣せられまして、十分日本の捕鯨業のために有利な條件を持ち出しまして、斯業の発展のために資することが必要であらうと私は考へておるのであります。

○富永委員長 西村局長が公務でお急ぎのようでございますが、何か御質問があればお許しいたします。

○二階堂委員 この捕鯨取締條約加入の問題は、いづれ閣議にかけられて決定を見た上で委員会にかけられることになると思つておられますが、この問題は、水産委員会といたしましても大きな問題として取上げなければならぬ問題でありますので、委員長におかれましては、これはたしか外務委員会の方と考へますが、適合審査をされる手續を、今からしていただきたいということとを要望しておきます。

○石原(兼)委員 日本は加入いたしておりませぬけれども、今日までの諸外國の捕鯨に関する條約の内容と申しまするか、條約の骨子になつておるところはどうか、大體の荒筋だけを御説明願ひたいと思ひます。

○西村(兼)政府委員 もちろん資料もございまして、御説明申し上げる用意も十分にございまして、近々国会に付議されて、委員各位の前に御説明する機会があると存じますので、今日申し上げるのほどかと思ひますので、ごかんべん願ひたいと存じます。

○富永委員長 次に漁業経営安定に関する件を議題といたします。先ほど田口委員の緊急質問に關連して、特に以西底びき網漁船の東支那海における拿捕問題につきまして、日本遠洋底曳網漁業協合理事田中道知君が見えておられますので、同君を参考人として、本問題について御意見を承ることにいたしたいと思つておりますが、御異議ありませんか。

〔異議なし(と呼ぶ者あり)〕  
○富永委員長 御異議なきものと認めまして、田中道知君を参考人として御意見を承ります。

○田中参考人 私は以西底びき網漁業者をもつて組織する日本遠洋底曳網漁業協会の専務理事田中道知であります。今日以西底びき網漁船の拿捕問題について、本委員会に陳情申し上げる機会を與えられたことを深く感謝いたしますと同時に、日ごろ皆さん方におかれましては、われわれ漁業者の問題を取上げて、日本の漁業政策樹立に万全を期せられておることに対しましては、心より敬意と感謝を捧げてやまないものでございます。

先ほど田口先生よりいろいろ申されましたので、重複するかと思ひます。すでに新聞紙にも出ておりますので御承知のことと思ひますが、去る十二月七日、以西底びき網漁船第十雲仙丸が中共政權に拿捕せられて以来、十二月

二十九日に四艘、二月十三日に一艘、二月十七日五艘、二月十八日二艘、計十三艘、他にまたこの二十二日に二艘が危険にさらされておるとの報に接しております。その他砲撃をされたもの、また網を切斷して逃げたもの等々、東支那海公海はまったく修羅のちまたと化の、戦場の觀を呈しておるのでございます。幸いに最初拿捕された五艘、船員五十四名は、一月二十四日博多港に送還せられたので、關係者一同は慰慰を閉いた次第でございますが、これが船員の宣誓口述によりますと、中共におきましては船員の必要に迫られて、日本漁船の捕獲に大わらわでございまして、その襲撃方法は、先ほど田口先生から申し上げたような状況でございます。拿捕にあたりましては、陸上の無線局から無線電波探知機等によりまして、日本の船舶の方位を探知し、また最初日本船舶から没収いたしましたところの無線符號表を逆用いたしました。日本船舶の位置を察知して、たまたちにこれを襲撃するというような状態でありまして、特に拿捕地点がマ・ライオンを無視しておる、ということでありまして、拿捕せられんとする一船長か向うの海軍の士官に向ひまして、われわれは斷じて線内である、ということをし上げたところが、いやマ・ライオンは、あれはマ元帥と蔣介石との間にきめた線であるがゆゑに、われわれ新中國は知るところでない。文字通り東支那海は中國の領海であるを断言し、將來はどしどし拿捕するから、ということをお申しておるのでございます。かかる觀念のもとに拿捕を続けられるにおかれましては、以西底びき漁船は一それもなくな

るのみならず、これがまたどこまで響いて来るかという事は、まことに憂心にたえないものがあるのでございませう。また彼らは、乗組員に對しましては非常に好意的でありまして、共產主義の宣伝をいたしまして、また中飽にとどまつて働けとまで勧誘いたしておられますのに反しまして、資本家に対してはいろいろなる誹謗をいたし、船は特に資本家のものであるがゆえに返してはならぬというふうなことを申しておるとのことでございます。かくて拿捕せられたる漁船は、あすはこれがまた拿捕する船に相なりまして、あるいはまたおとりともなつて活躍するにおきましては、危険はますます増大いたしました。狭くはばまれました東支那海を唯一の漁場とします以西底びき網漁船は、右往左往するところさへもなく、壊滅を待つよりほかはないのであります。戦後食糧増産という國家の要請にこたへまして、なげなしの自己資金と貴重なる復金、興銀の國家資金の融通によりまして、雄々しくも立ち上つた、以西底びき網船主も、今日の状態に立ち至りますと、まつたくほう然自失の形でございます。とりわけこれに従事いたしております一万二千の船員は、戦時と同様砲彈雨に生命の危険をさらしてうき目を見ておるのが現実でございます。といつて他に転出の道を持たず、これを天職とする彼ら乗組員こそ、敗戦國民とはいひながら突に衰れた状態であります。すでに胸間に貫流銃創を受けまして、病院に呻吟しておる船員は、何とか政府でしてくださいと悲痛な叫びを上げております。これら衰れる者を救ふことこそ、眞の濟世救民の道ではなからうか

と存するのでございませう。私どもも政府の力におたよりすると同時に、でき得る限りわれ／＼自分たちでも一丸となつて、せめて一片の共済の方法なりと講じたいと存するのでございませう。しかし終戦以來漁場の制限、漁船の減整、その他打撃く経済不振にたたられて弱り果てた業界は、自身に余す力もないのであります。いわんや積極的な拿捕の對策については、集まれるはつかねずみであり、あの大きな赤いねこに對しては、鈴をつけるすべはないのであります。どうぞ皆さんにおかれましては、この見地を御察賜わりいただきます。適當なる御考慮をいただきますことをお願いする次第であります。われ／＼皆さん方の御施策に對しては、滿腔の懇願をもつて期待しておるのであります。少くとも次の諸事項につきましては、ぜひとも早急にお手当をお願いいたし存するのであります。すなわちわれ／＼は武裝をしておりませんので、逃げ歩くより方法はないのであります。従つて保護のために快速哨戒船を要所に配置いたしまして、中共船の行動を察知哨戒の任に當つていただくたいと思つるのであります。

次に日本漁船は、あの狭いマライン以内にとじ込められておりますし、なおその漁期にはその狭い中の一部分に網集するといふことで、従つて拿捕もきわめて容易にされるに状態にありませうので、このマラインを撤廃いたしまして広い区域で漁獲をさせていただくならば、この拿捕もまた少くなるのではなからうかと思つております。と同時に、中国におきましては、あのマラインの關係上自分の領海の感を持つてお

ますので、これを何らかの形式によつて、支那海は支那領海ではないという宣言をしていただきたいと思つております。最後に拿捕されました未帰還の船につきましては、これが返りますよう、特段のおとりはからいを願ひたいと思つるのであります。

以上貴重な時間を拜借いたしましたし、お耳を汚し恐縮に存じますが、何とぞわれ／＼の苦衷を、そつして實際悲境を御同情賜りまして、格段の御配慮をお願いする次第でございます。

○富永委員長 参考人に対する御質問があればお許しいたします。

○井之口委員 ちよつと御質問申し上げます。十二月以降は今日の中國の人民共和國の方から逮捕されたのが約十三、四といたしたいまのお話でありましたが、それ以前に、蔣介石がなお中國の政權にとどまつていた時分にも三十一隻、韓國李承晩政府によるもの二十二隻といふような、従來逮捕された実例もあるじやなからうかと思つて、この辺がはつきりわかりませんが、しかもいまだにそれが返つて来ていないものがおたくの方からの陳情書によりまするとなるとお四十隻にも達している。

○富永委員長 この問題は重要でありますので、なお慎重に調査いたす必要があると思つて、今回の本委員会におきまして、参考人の御出席を求めまして、御意見を承ることにいたしましたと思つて、御異議ありませんか。

○富永委員長 御異議なしと認めました。参考人より御意見を承ることいたします。なお人員及び人選につきましては、委員長に御一任願ひたいと思つて、御異議ありませんか。

○富永委員長 御異議なしと認めました。さうとすればからいます。

○富永委員長 この場合玉置議員より、委員外発言を求められておりますが、御異議ありませんか。

○富永委員長 異議なしと認めました。発言を許します。玉置君。

○玉置君 貴重な時間をさいて委員外の発言をお許しいただきましたことを、委員長初め委員各位に感謝の意を表する次第であります。

同僚松田代議士が小手續り問題に關連いたしましたして、不肖私の名前を引合ひに発言されておる問題について、一身上の弁明を行い、なおこれに關しては當局の所見も伺つておきたいと思つております。松田君の発言の内容は、速記によりますと、次のように申しておるのであります。玉置代議士が、小手續り転換を二年間そのまま継続する場合においては、次の二年後においてこれを消滅することを當初の案に盛つておつたものを、二年後においてまた小手續りに転換し得るのだといふ議論を後に選挙区において述べたがために、そうした言葉の行き違ひから、ここに相當の許可を整備委員会に提出することのでき得なかつたものも出て参つたことを、かね／＼調査に行つて発見したのであつて、これを水産庁に向つて、当初からさうな意味合ではなく、喫するに小手續りを全面的に転換することであらゆる資源維持のためにもなることであり、當初の水産庁の目的に合致することであるがゆえに、かかるもの

に對しては、ただちに許可を與えて転換をさすべきであるといふ議論を具申したところ、長官においてはこれに對しては適當であるといふお考えを持たれたらうであつたのであります。その後において一向にこの問題が進捗してないのではありません、この点に對する長官の御意見はどのようになつておるのか。あなたは政策をもつてこの水産行政に臨んでおる者であり、部長と立場の違ふことを私どもは先ほどの言明によつてはつきりと認識し、また裏づけられておるものであります。あなたのお考えがどのようになつて、あなたのお考えがどのようになつておるのか、この点を承りたい

と存するのでございませう。私どもも政府の力におたよりすると同時に、でき得る限りわれ／＼自分たちでも一丸となつて、せめて一片の共済の方法なりと講じたいと存するのでございませう。しかし終戦以來漁場の制限、漁船の減整、その他打撃く経済不振にたたられて弱り果てた業界は、自身に余す力もないのであります。いわんや積極的な拿捕の對策については、集まれるはつかねずみであり、あの大きな赤いねこに對しては、鈴をつけるすべはないのであります。どうぞ皆さんにおかれましては、この見地を御察賜わりいただきます。適當なる御考慮をいただきますことをお願いする次第であります。われ／＼皆さん方の御施策に對しては、滿腔の懇願をもつて期待しておるのであります。少くとも次の諸事項につきましては、ぜひとも早急にお手当をお願いいたし存するのであります。すなわちわれ／＼は武裝をしておりませんので、逃げ歩くより方法はないのであります。従つて保護のために快速哨戒船を要所に配置いたしまして、中共船の行動を察知哨戒の任に當つていただくたいと思つるのであります。

○富永委員長 御異議なしと認めました。参考人より御意見を承ることいたします。なお人員及び人選につきましては、委員長に御一任願ひたいと思つて、御異議ありませんか。

○富永委員長 御異議なしと認めました。さうとすればからいます。

○富永委員長 御異議なしと認めました。さうとすればからいます。

○富永委員長 この場合玉置議員より、委員外発言を求められておりますが、御異議ありませんか。

○富永委員長 異議なしと認めました。発言を許します。玉置君。

○玉置君 貴重な時間をさいて委員外の発言をお許しいただきましたことを、委員長初め委員各位に感謝の意を表する次第であります。

同僚松田代議士が小手續り問題に關連いたしましたして、不肖私の名前を引合ひに発言されておる問題について、一身上の弁明を行い、なおこれに關しては當局の所見も伺つておきたいと思つております。松田君の発言の内容は、速記によりますと、次のように申しておるのであります。玉置代議士が、小手續り転換を二年間そのまま継続する場合においては、次の二年後においてこれを消滅することを當初の案に盛つておつたものを、二年後においてまた小手續りに転換し得るのだといふ議論を後に選挙区において述べたがために、そうした言葉の行き違ひから、ここに相當の許可を整備委員会に提出することのでき得なかつたものも出て参つたことを、かね／＼調査に行つて発見したのであつて、これを水産庁に向つて、当初からさうな意味合ではなく、喫するに小手續りを全面的に転換することであらゆる資源維持のためにもなることであり、當初の水産庁の目的に合致することであるがゆえに、かかるもの

に對しては、ただちに許可を與えて転換をさすべきであるといふ議論を具申したところ、長官においてはこれに對しては適當であるといふお考えを持たれたらうであつたのであります。その後において一向にこの問題が進捗してないのではありません、この点に對する長官の御意見はどのようになつておるのか。あなたは政策をもつてこの水産行政に臨んでおる者であり、部長と立場の違ふことを私どもは先ほどの言明によつてはつきりと認識し、また裏づけられておるものであります。あなたのお考えがどのようになつて、あなたのお考えがどのようになつておるのか、この点を承りたい

と存するのでございませう。私どもも政府の力におたよりすると同時に、でき得る限りわれ／＼自分たちでも一丸となつて、せめて一片の共済の方法なりと講じたいと存するのでございませう。しかし終戦以來漁場の制限、漁船の減整、その他打撃く経済不振にたたられて弱り果てた業界は、自身に余す力もないのであります。いわんや積極的な拿捕の對策については、集まれるはつかねずみであり、あの大きな赤いねこに對しては、鈴をつけるすべはないのであります。どうぞ皆さんにおかれましては、この見地を御察賜わりいただきます。適當なる御考慮をいただきますことをお願いする次第であります。われ／＼皆さん方の御施策に對しては、滿腔の懇願をもつて期待しておるのであります。少くとも次の諸事項につきましては、ぜひとも早急にお手当をお願いいたし存するのであります。すなわちわれ／＼は武裝をしておりませんので、逃げ歩くより方法はないのであります。従つて保護のために快速哨戒船を要所に配置いたしまして、中共船の行動を察知哨戒の任に當つていただくたいと思つるのであります。

次に日本漁船は、あの狭いマライン以内にとじ込められておりますし、なおその漁期にはその狭い中の一部分に網集するといふことで、従つて拿捕もきわめて容易にされるに状態にありませうので、このマラインを撤廃いたしまして広い区域で漁獲をさせていただくならば、この拿捕もまた少くなるのではなからうかと思つております。と同時に、中国におきましては、あのマラインの關係上自分の領海の感を持つてお

ますので、これを何らかの形式によつて、支那海は支那領海ではないという宣言をしていただきたいと思つております。最後に拿捕されました未帰還の船につきましては、これが返りますよう、特段のおとりはからいを願ひたいと思つるのであります。

以上貴重な時間を拜借いたしましたし、お耳を汚し恐縮に存じますが、何とぞわれ／＼の苦衷を、そつして實際悲境を御同情賜りまして、格段の御配慮をお願いする次第でございます。

○富永委員長 御異議なしと認めました。参考人より御意見を承ることいたします。なお人員及び人選につきましては、委員長に御一任願ひたいと思つて、御異議ありませんか。

○富永委員長 御異議なしと認めました。さうとすればからいます。

○富永委員長 御異議なしと認めました。さうとすればからいます。

○富永委員長 御異議なしと認めました。さうとすればからいます。

○富永委員長 御異議なしと認めました。さうとすればからいます。

○富永委員長 御異議なしと認めました。さうとすればからいます。

○富永委員長 御異議なしと認めました。さうとすればからいます。

○富永委員長 御異議なしと認めました。さうとすればからいます。

○富永委員長 御異議なしと認めました。さうとすればからいます。

○富永委員長 御異議なしと認めました。さうとすればからいます。

○富永委員長 御異議なしと認めました。さうとすればからいます。

○富永委員長 御異議なしと認めました。さうとすればからいます。

○富永委員長 御異議なしと認めました。さうとすればからいます。

○富永委員長 御異議なしと認めました。さうとすればからいます。

○富永委員長 御異議なしと認めました。さうとすればからいます。

○富永委員長 御異議なしと認めました。さうとすればからいます。

○富永委員長 御異議なしと認めました。さうとすればからいます。

○富永委員長 御異議なしと認めました。さうとすればからいます。

○富永委員長 御異議なしと認めました。さうとすればからいます。

○富永委員長 御異議なしと認めました。さうとすればからいます。

○富永委員長 御異議なしと認めました。さうとすればからいます。

と思います。云々。以上のほかにたくさんあります。まず要点だけ申し上げて、私の弁明をさせていたいただきたいと思うのであります。

そも／＼この問題の起りは、一昨年飯山長官時代に取上げられたことでありまして、第一回の北海道に対する手繰り問題は、八十五艘を北海道に内地から入会するというものでありまして、その次にまた水産庁においては、北海道の小手繰りを整理すべであるというところから、北海道に百五十艘を許すというところで、この小手繰り問題を処理するにあたりまして、日にちは忘れませんが、水産庁に山本次長、松任谷部長、十川部長もおられたと思いますが、増田技官その他の係官が集合いたしました。主として北海道の問題であるから、北海道選出の水産関係代議士に集まつてくれというところで、ここにおられます富永委員長初め川村代議士、松田代議士、林代議士、不肖私が集まつて、この小手繰り問題を討議するにあたりまして、たゞ／＼私の管内の離島——内地の方はよく御存じありますまいが、今日の領土の北端、しかもマツカーサー・ラインが島の一部分にかかつておりますあの北端にある利尻島の鴛泊村の小手繰り業者は、当時こそつてこの大型転換に反対したのである。そこで私も当初から、内地の大型漁船を多く入れるということについては全面的に反対をいたした一人でありまして、と申しますと、沿岸部細漁民の面に及ぼす影響はきわめて大きいという北海道部細漁民の反対の声、ひいては道の一休となつた道民の声を参酌いたしました。ともあれこの鴛泊村は特殊地帯であるから、何とかこの点

については考慮を拂つてもらいたいというところを申し上げたのであります。そこで時間が長くなりますから、要点だけを拾つて申し上げますと、小手繰りを全面的に転換させる、させないという話し合いを進めるために、水産庁の会議の席上、噴火湾と多少異なつておるのであります。この離島をどうか特殊地帯として、鴛泊村の十一、二隻ある許可小手繰りの転換はしばらく猶予してもらいたいという申入れをしたのであります。ところが、これに對して他の先輩同僚議員諸君は、転換するにあつたらどうかという場合一緒にやつたらどうかというのでありましたが、私は強硬に同僚諸君にもお願いいたしました。それでは三箇年間猶予をして、三箇年後に小手繰りを転換させる。三箇年後において転換できないものは、それで権利を喪失するといふこと、その協定をするように懇請いたしましたのでございます。それが他の方々の話し合いで何とか妥協がつかないかということになつたのであります。ところが、そのとき同僚である松田議員と私の間においては、不本意ながらも非常な議論を闘つたのであります。三年ということはひどいから、ひとつ二年に協定したらどうかというところまで二年にして、但し二箇年延期するものは八月三十一日までで、しこうして期限後には大型に転換するということを、あるいはしないというところの申出を、書面によつて出すというところの協定が成立したのであります。そこで私は業者の代表が押しかけておりましたので、すぐにこの協定になつたことを伝えたのでございます。またさらに

水産当局には、この協定を実行するよう要請いたしましたのでございます。ところがたゞ／＼昨年の五月でありましたか、参議院の選挙の際に、私が理地に参りました際、鴛泊の小手繰り代表者から、実は二箇年間猶予してもらおうという協定になつたはずのものが、宗谷支庁管内の水産係の技官から、八月三十一日までに転換しなければ、もう大型に転換することはできないという指導を受けた。東京でお話し願つたことが実行されないで困つておる。道庁当局の意向はどうかひとつ確かめ、さらにはあなたが東京において話されたことであるから、水産庁の意向も確かめてもらいたいということでありました。そこで私は歸りに北海道庁へ参りました。水産部長と漁政課長に会わんとしたのであります。水産部長は外出して不在でありました。小松漁政課長に、この次第を話したところ、ああそうでありましたか、それは宗谷支庁に指導のやり直しをいたしましたよというので、その足で、私はたしか臨時開会のために上京するときであつたと思つて、さつそく水産庁へ参りました。このことを重ねて増田技官に申し上げたのでございませう。増田技官もそうでありました。いろいろのことでありました。そこで水産委員会が始まつておりましたので、日にちは忘れませんが、水産委員会に参りました。重ねて私は山本次長にこの旨を申し上げたのであります。ところが、要綱が出たのであるから、そういうばかな話はないじやないか……。

○富永委員長 玉置さんにお話しをしますが、きよりは松田委員も欠席せられておりますが、いかがでしょう、実は法案も上程されておりますが、松田委員が来られたとき、もう一回御出席をさせていただくことにして……(結論を早く出しなさいと呼ぶ者あり)

○玉置信一君 そうして川村代議士からも要綱が出たのだ、要綱通りやるのがほんとうだ、それは君の感違ひだろうという注意があつたのであります。それが、それは要綱が出たことにより、一般的には要綱によつてやることは当然のことであるが、話し合いはかくの通りでありまして、私の言つてゐることは、決してうそでない、現地において二年後には大型に転換されるといふおそれではなくて、そういういきさつのもとに、協約したことが実行されないというために、かかる問題が生じておるのであります。その点について私ははなはだ遺憾に思つておりましたが、山本次長は私に言つた約束もありまして、ここは公開の席でありますから申し上げません。それから増田技官も当然にここへ増田技官を呼べという川村代議士のお話でありまして、この委員会の席に呼んで確かめましたところ、うものが以上やむを得ないというよりなこと、結局公式論においては、協定はたな上げられて、私の理論が負けた形になつたのである。しかしあくまでも紳士協約をしたものであるから、私は重ねて水産庁に参りまして、山本次長及び増田技官に対して、私はうそを言つていない、約束は必ずやつたはずだ、協定したはずだ、しかも協定通りに行つたらば、これは何

をか言わんやであると言いましたところ、いろ／＼とその間に含みのある話をされたのでございます。これはまたの機会に詳細を述べることになりました。その結果、二年後という話が出たのであります。ところが、私は川村代議士からも、かつて八十五艘を入会させるときに、飯山長官との間にあつせんをしていただいたこと、これはまた石原前委員長及び鈴木小委員長が当時現地に行つて、いろいろ陳情を聞かれた問題でありますので、これもきよりは申し上げません。われ／＼は少くとも水産委員会、ことに北海道選出の代議士間にそうしたいきさつのために争ひをする醜を天下にさらすことは憤むべきであると思つて、あまり強硬な話もいたしませんでした。今度の場合においても、私はこういうことを申し上げたのであります。しかるに同僚であり、ことにわが党の同僚である松田君が、地元北海道のことであるのに、遺憾ながら松田君によつて話をされ、公開された問題であります。がゆえに、あえて一身上の弁明をする立場から、公開の席で申し上げるわけでありまして、この点も特に私は御了解を得て、單なる感情論で私は申し上げるような、さようなスケールの小さい男でもないのではありませんが、ただ再臨が、一般的に二箇年後でも大型に転換できるといつたことと誤解され、漁民に對して與える影響の大きいことを思ひまして、この点を申し上げた次第であります。松田代議士が申しております多くの発言の中にあつて、これらの中に離島の小型漁船を、今からでも転換す

るように当局に迫つております。この点は私も同感であります。私は先ほど申しましたように、皆さんの御注意もあり、水産庁が関係筋から資源維持その他から小手繰り転換を示唆されておるからと言われ、また私の約束に対して非常に困つて、いろ／＼含みのある話もされたので、それらの点を察知いたしまして、七月の十八日に実は現地の業者に転換を勧告いたしておりました。これも時間がありませんから読み上げることをやめますが、そういう実情であります。当時から私はすでに、転換を奨励し、勧告いたしておつた。でありますから、こういう実情を特に委員各位に御了承願ひ、特に水産庁におかれましては、この現地の実情を御認識願ひまして、松田代議士よりこれからでもやるといふならば、さらに私は全面的に小手繰りをなくし、ほんとうに資源の維持のために、また漁民が安心して生業にいそしめるように、当局においてこの残りの小手繰りの転換を許すということにしてくるならば、欣然として私は業者を転換せしむるよう努力をいたす決心であります。はなはだ簡単で私は残念であるが、またの機会にさらに申し上げるといたしまして、本日はこの程度にとどめまして、長官のこれに対する御所見を伺いたいと思ひます。

○家振政府委員 小手繰りの問題は、大分歴史が長いのであります。実は私就任いたしました前からも、いろ／＼論議されておつたのであります。そこで私どももいたしましては、去年出しました要綱によりまして、それを基礎にして実施して参つておるのであります。あ、その精神をどこまでもくみとり

ながら実施して参つておるわけでありまして、今後そのつもりでやりたいと思つております。

○富永委員長 次に水産業協同組合法等の一部を改正する法律案を議題として審議を進めます。前回の委員会におきまして、提出者より提案理由の説明を聴取いたしましたのでありますが、本日は詳細な内容につきまして御説明を願ひます。

この際委員の皆様にお諮りいたしますが、内容の説明につきまして、参議院水産委員会専門員岡尊信君より発言を求められておりますが、これを許すに御異議ありませんか。

○富永委員長 御異議ないものと認めまして、発言を許します。岡専門員。

○岡参議院水産専門員 たいま議題になつております。水産業協同組合法等の一部を改正する法律案の内容及び理由を御説明申し上げます。

この法律は、御承知の通り前国会におきまして、水産業協同組合法等の一部を改正する法律が可決されました。同法中第六章の二というものを一つ加えまして、すなわち水産業協同組合の共済会というものの條文を、百條の二ないし百條の十一までを入れたのであります。これを突進いたしましたところ、非常に不便を感じる点があります。その一つは整理をする点があり、もう一つは整理をする点があります。その二つの関係上、この法律をさらに改正したいという提案であります。すなわち第一は、現行法は水産業協同組合共済会の理事の、少くとも四分の三は「會員たる水産業協同組合

を直接又は間接に構成する個人」、すなわち正會員でなければならぬといふことになつておられますが、このほかに會員であるところの水産業協同組合の理事たるものをも加えるといふことに改正をするといふことであります。すなわち、共済会は主として水産業協同組合が會員となつて構成されておる団体でありますから、その理事につきましても前記の地位を認めることが適當であり、またこれによつて共済会の運営を円滑にするということになりますのであります。御承知の通り、會員であります各府県の眞水産業協同組合の連合会、あるいは單位組合の理事の中には、多くは員外の理事といふやうなきのが入つておる關係上、これを入れまして員外の理事でも共済会の理事にはなれるといふように改正したいのであります。

その第二は、水産業協同組合の共済会をも農林中央金庫に加入すること、すなわち系統機關の中に入ることのできるようにしまして、預金とかあるいは借入金とかいふようなことを進めたいといふのであります。

そのほか幾分整理に関する規定があります。これはあるいは必要のない事項、重複しておる事項とか、いろ／＼な点をこの際整理しようといふような關係で、この改正をしたのであります。

以上が御説明でございますが、なおこの條文的に申しますと、お手元にあります第三ページの終りから三行目に、読みかえの規定でありますから、むずかしいのであります。又又は會員たる水産業協同組合の理事たる者」といふことを加えることと、四ページ

の最初に「又は設立の同意を申し出た水産業協同組合の理事たる者」といふものも加える。あるいはまた七行目にあります「又は會員たる水産業協同組合の理事たる者」といふものを加える。こういうような條文の改正であります。

○富永委員長 本案についての質疑は次会に譲ります。

○富永委員長 この場合、緊急質問があります。これを許します。井之口委員。

○井之口委員 先にもちよつと質問を申し上げましたが、例の鳴門におけるところの爆発事件であります。あの問題は、もうはや日にちも相当に経つておりました。水産庁においてもこれを調査しこれに対する漁民の救済についても、相当の方針をもちや決定していただければならぬかと思つておられますが、地元の方のいろ／＼な情報を見ても、地元においては、鳴門市において市民大会を開かれ、そしてこれらの爆発事件の責任が明らかに政府側にある。しかるに漁民の救済に對しては法の根拠がないという意味で、法務府の方が共済問題も取上げないといふふうにしておるの、きわめて不当である。これは一刻も早くこの被害をこうむつておるところの市民並びに漁民の救済を、全額國庫負担においてやるべきであるといふふうな、一大運動も、地元において起つておる次第であります。

元來水産關係において、この瀬戸内海に沈下しておりますところのたくさん非常な危険物、爆発物は、戦争によつて沈下されて、ほとんどその入

割見当は瀬戸内海方面にあり、そうして水産委員会においても、これの引上げについての予算を審議したこともたびたびあつたのであります。今日に至るまでなおそのまま放置されておる。きわめて危険な話である。たとえ大阪から別府まで行く航路も、ただ単に航路だけが掃海されておるといふ状態では、ちよつと横に入ると機械水雷がまだ海の底にうよ／＼してあるという状態である。(うよ／＼は誇張だと呼ぶ者あり)これはほんとうや。誇張じやなくて、事実この委員会に報告されて、委員会に提出した図面の中に、うよ／＼してあることがあやんと書いてある。それがもしも今しばらく年限を置きましたならば、その沈下しておるところの鎖やいろ／＼なものも切れて、上に浮んで来る。そこを通る船は必ずこれにぶつかるとは明らかであります。現に今度引上げたところの鳴門海岸における爆発も、やはりこのことを立証しておるのであります。こゝういふふうなものも水産委員会において、もつとこれを多く審議しなければなりません。水産庁において、この掃海の問題を將來どうやらうとしておられるか。さらに今度の鳴門問題で引上げたところのあの魚雷、機械水雷といふような爆発物であります。聞くところによりますと、これは朝鮮方面に持つて行くために、その火薬を取り出す。そうしてこれを朝鮮の戦乱にござ込むといふふうなために、サルベージがやつていたといふふうなことも聞いています。(発言する者あり)もしもそういうことになつて来ると、日本の火薬を持つて行つて、朝鮮の今日の内部的な政治上の争いの中に日本が

干涉し、さらに国連軍の手先になつて、今度は戦争に日本がまた引き込まれて行つて、われ／＼の子供、われわれの親兄弟がまた戦争にかり出されなければならぬという悲惨事が起つて来る。

〔質問じゃない〕と呼び、その他発言する者多し〕

○富永委員長 質問は簡単に願います。

○井之口委員 こういうふうなことにならないように、この一つの爆発問題に關しても、十分国民の利益を保護するとともに、それが戦争の挑発また誘発というふうなものに利用されないように、十分水産庁においても考えなければならぬことだと思つてあります。が、さらにこれに關連して、今の拿捕問題も、これにもうすぐきびすを接してやつて来るのでありまして、もし今日の中国人民政府が日本の漁船を拿捕しておるといふふうなことを、水産庁において反共、反ソの方面に利用して、日本の輿論を反共、反ソの方にあり立てて、そうして戦争を挑発するやうなふうなことになつたら、これはたいへんな、またわれ／＼の親、兄弟並びにわれ／＼の子供らが、戦争にひつぱり出されるといふふうなことになつて来るのですが、水産庁においては、この重大な時期に、日本が置かれておる今日の状態を十分考えなければいかぬ。そうしてわれ／＼はあくまでもソ同盟並びに中露と講和を結ぶ、全面講和をやらないと、日本の置かれておる今日の状態から、將來に向つて、実に寒心にたえぬと思つてます。

〔発言する者多し〕

○富永委員長 質問は簡単に願います。

○井之口委員 今の鳴門問題もそれとの關係でひとつ取上げてもらつて、人民の被害をこうむつておる人たちを救済すると同時に、また將來そういうこととの起らないやうな水産庁の方針はどういうものでありますか、ちよつとお聞きしたい。

○家坂政府委員 鳴門事件につきましては、この前も一度御報告したと思つておりますが、実はそうした危険物の除去につきましては、海上保安庁がその任に當つておるのであります。それで予算方面におきましては、三億円を計上いたしましたして、その実施に移りたいということになつておつたのであります。が、不幸にして、この三億円は成立しなかつたのであります。そうしたやうに私も水産庁といつたしましては、危険物でなしに、ほんとうに沿岸に入つております漁業にじやまになるやうなものだけを除去する役日を持たされておるのでありまして、この点につきましては、補正予算が通りませんでしたけれども、この次の機会をねらいまして、ぜひこの貫徹を期したい、かやうに考えております。

○富永委員長 本日はこの程度にとどめまして、次会は二十七日火曜日午前十時より開会いたします。

本日はこれにて散会いたします。  
午後零時一分散会